事　 　務　 　連 　　絡

令和2年（2020年）1月29日

市内関係団体　各位

甲賀市健康福祉部長

**新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について**

　このことにつきまして、各報道等で既にご承知のことと思いますが、国内でも発生事例が報告されるなど感染が広まっております。

滋賀県からも注意喚起が出されておりますので、貴会の会員様にも改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

記

・「武漢市への渡航歴」または「武漢市への渡航歴があり発熱かつ咳等の呼吸器症状を有する人との接触」した後、「２週間以内に発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状」がある方は、医療機関にその旨を申告して、マスクを着用し、速やかに受診してください。

・感染予防には、こまめな手洗いやマスクの着用が効果的です。過剰な対応は不要ですが、インフルエンザ予防と同様の対策を行うことが重要です。咳や呼吸器症状がある方は咳エチケットを心がけてください。

・従業員および利用者が利用できる手指消毒用エタノール等を設置してください。

・施設は清潔を心がけ、適宜、消毒用エタノール等で消毒してください。

その他、気になることがある場合や、症状・受診に関する相談等は、甲賀保健所（電話：63‐6111）までご連絡ください。

【この通知に関する問合せ先】

甲賀市健康福祉部　福祉医療政策課

地域医療推進室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：69－2171